

こ支虐第 350 号
令和 8 年 7 月 10 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
殿

こども家庭庁長官

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費の
国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を除き、特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

（通則）

- 1 令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業、児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業、児童相談所等における I C T 化推進事業、虐待・思春期問題情報研修センター事業、児童相談所等の人材の確保・定着事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）、地域における若者支援コーディネート事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）、共働き家庭里親等支援強化事業、障害児安全安心対策事業、障害児支援事業所等における I C T を活用した発達支援推進モデル事業、地域障害児支援体制充実のための I C T 化推進事業、地域のインクルージョン総合支援推進事業、発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業及び障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待防止対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。

（1）児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

令和 5 年 12 月 26 日こ支虐第 220 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。）が行う児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

（2）児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

令和 8 年 1 月 14 日こ支虐第 11 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

（3）児童相談所等における I C T 化推進事業

- (ア) 令和8年1月14日こ支虐第10号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所等におけるICT化推進事業（こども家庭センター分を除く。）
- (イ) 令和8年1月14日こ支虐第10号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う児童相談所等におけるICT化推進事業
- (ウ) 令和8年1月14日こ支虐第10号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、民間団体が行う児童相談所等におけるICT化推進事業に対して、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が補助する事業
- (エ) 令和8年1月14日こ支虐第10号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童相談所等におけるICT化推進事業（母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (4) 虐待・思春期問題情報研修センター事業
平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業（虐待・思春期問題情報研修センター事業の要保護児童等に関する情報共有システムの整備分に限る。）に対して横浜市が補助する事業
- (5) 児童相談所等の人材の確保・定着事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）
令和8年6月12日こ支虐第319号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等の人材の確保・定着事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う児童相談所等の人材の確保・定着事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）
- (6) 地域における若者支援コーディネート事業
令和8年4月27日こ支虐第269号こども家庭庁支援局長通知別紙「地域における若者支援コーディネート事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。）が行い又は助成する地域における若者支援コーディネート事業
- (7) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
 - (ア) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、都道府県が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
 - (イ) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「都道府県が適当と認める団体」という。）が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業に対して都道府県が補助する事業
- (8) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

- (ア) 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市児童相談所設置市及び事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業に限る。）
- (イ) 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業に限る。）
- (ウ) 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う事業（里親負担軽減事業に限る。）
- (エ) 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（性被害防止対策支援事業に限る。）
- (オ) 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業（性被害防止対策支援事業に限る。）

(9) 共働き家庭里親等支援強化事業

令和 7 年 2 月 13 日こ支家第 59 号こども家庭庁支援局長通知別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業（共働き家庭里親等支援強化事業分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う共働き家庭里親等支援強化事業

(10) 障害児安全安心対策事業

- (ア) 令和 6 年 3 月 29 日こ支障第 73 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が行う事業（性被害防止対策支援事業に限る。）
- (イ) 令和 6 年 3 月 29 日こ支障第 73 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県又は市町村（特別区を含む。）が補助する事業（性被害防止対策支援事業に限る。）

(11) 障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業

- (ア) 令和 7 年 2 月 26 日こ支障第 36 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等における I C Tを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
 - (イ) 令和 7 年 2 月 26 日こ支障第 36 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等における I C Tを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- (12) 地域障害児支援体制充実のための I C T化推進事業
- (ア) 令和 8 年 1 月 9 日こ支障第 414 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和 7 年度地域障害児支援体制充実のための I C T化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う I C T導入支援事業
 - (イ) 令和 8 年 1 月 9 日こ支障第 414 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和 7 年度地域障害児支援体制充実のための I C T化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う I C T導入支援事業のための研修事業
 - (ウ) 令和 8 年 1 月 9 日こ支障第 414 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和 7 年度地域障害児支援体制充実のための I C T化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）若しくは社会福祉法人等が行う I C T導入支援事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
 - (エ) 令和 8 年 1 月 9 日こ支障第 414 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和 7 年度地域障害児支援体制充実のための I C T化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うオンライン環境整備事業
 - (オ) 令和 8 年 1 月 9 日こ支障第 414 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和 7 年度地域障害児支援体制充実のための I C T化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）若しくは社会福祉法人等が行うオンライン環境整備事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- (13) 地域のインクルージョン総合支援推進事業
- (ア) 令和 8 年 1 月 9 日こ支障第 2 号こども家庭庁支援局長通知別紙「地域のインクルージョン総合支援推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談設置市が行う地域のインクルージョン総合支援推進事業
 - (イ) 令和 8 年 1 月 9 日こ支障第 2 号こども家庭庁支援局長通知別紙「地域のインクルージョン総合支援推進事業実施要綱」に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う地域のインクルージョン総合支援推進事業に対して都道府県が補助する事業又は市町村が行う事業
- (14) 発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業
- (ア) 令和 8 年 1 月 8 日こ支障第 1 号こども家庭庁支援局長通知別紙「発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談設置市が行う発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業

(イ) 令和 8 年 1 月 8 日こ支障第 1 号こども家庭庁支援局長通知別紙「発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業実施要綱」に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業に対して都道府県が補助する事業又は市町村が行う事業

(15) 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業

令和 7 年 12 月 26 日こ支障第 447 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が実施する又は補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された別表の第 3 欄の種目ごと（3 の（3）の（ウ）、（エ）、（8）の（ア）、（イ）、（エ）、（オ）、（10）及び（12）の（ア）、（ウ）、（エ）、（オ）については施設又は事業所ごと）の交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3 の（3）の（ウ）、（エ）、（4）、（7）の（イ）、（8）の（ア）、（イ）、（エ）、（オ）、（10）の（イ）、（11）、（12）の（ア）、（ウ）及び（オ）以外の事業

ア 別表の第 4 欄に定める基準額と、第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3 の（3）の（ウ）の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額の合計額と、都道府県等が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3 の（3）の（エ）の事業

ア 市町村ごとに、別表の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に 8 分の 5 を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 3 の（4）の事業

ア 別表の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と横浜市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 3 の (7) のイの事業

ア 都道府県が適当と認める団体ごとに、別表の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(6) 3 の (8) の (ア)、(エ)、(11) の (ア) 及び (12) の (ア) の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第 4 欄に定める基準額と、第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(7) 3 の (8) の (イ) の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(8) 3 の (8) の (オ) の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額の合計額と、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(9) 3 の (10) の (イ) の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に 4 分の 3 を乗じて得た額の合計額と、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(10) 3 の (11) の (イ) の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費

の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(11) 3の(12)の(ウ)及び(オ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(6) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 都道府県は、都道府県が適当と認める団体が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁が定める額を国庫に返還しなければならない。

- (10) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、(6)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- (11) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、間接補助金を民間団体若しくは都道府県又は市町村が適当と認める団体に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

(ア) (2)から(7)及び(9)に掲げる条件

この場合において(2)、(3)、(5)、(6)及び(9)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「市町村長」と、(6)及び(9)中「国庫」とあるのは「都道府県」又は「市町村」と、(4)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「市町村長の承認」と、(5)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(9)中「都道府県は」とあるのは「都道府県が適当と認める団体は」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(イ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の既定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (12) (10) 及び (11) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (13) 横浜市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (14) 横浜市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (8) までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(2)、(3)、(5) 及び (6) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「横浜市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」と、(4) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「横浜市長の承認」と、(5) 中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (15) (14) により付した条件に基づき横浜市長が承認をする場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (16) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

別紙様式第 2 による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第 3 による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続きに従い、別紙様式第 4 又は別紙様式第 5 による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

別紙様式第6による報告書を、令和9年4月10日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第7による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和9年4月10日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 11 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	次により算出された額の合計額 ① 児童相談所におけるＡＩを活用した全国統一ツールに係る改修 1自治体当たり 19,250,000 円 ② 要保護児童等に関する情報共有システムに係る改修 1自治体当たり 7,700,000 円 ※ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市において、①と②両方のシステムに係る改修を実施する場合には、①の基準額を適用する。	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1 / 2
	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	次により算出された額の合計額 ① 警察署等への端末整備 1自治体当たり 30,550,000 円 ② 児童相談所システム改修 1自治体当たり 20,460,000 円 ※ 都道府県において、①と②両方を実施する場合には、①と②を合算した基準額を適用する。	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、委託料及び備品購入費等	1 / 2
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	次により算出された額の合計額 児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業 1か所当たり 1,000,000 円	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業に必要な備品購入費等	3の（3）の（ア）及び（イ）の事業（都道府県及び市町村（特別区を含む）実施分） 1 / 2 3の（3）の（ウ）の事業（間接補助分（民間団体実施分）） 2 / 3 3の（3）の（エ）の事業（間接補助分（市町村実施分）） 4 / 5

虐待・思春期問題情報研修センター事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	次により算出された額の合計額 社会福祉法人横浜博萌会（間接補助） 要保護児童等に関する情報共有システムの整備 178,200,000 円	情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	定額
児童相談所等の人材の確保・定着事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）	児童相談所等の人材の確保・定着事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）	次により算出された額の合計額 ①こども・若者支援人材バンクの運営等 1自治体当たり 12,728,000 円 ②定着支援コーディネーターの配置 1自治体当たり 6,685,000 円 ③児童相談所等の認知度向上のための普及啓発 1自治体当たり 4,450,000 円 ④システムの導入及び利活用 1自治体当たり 7,000,000 円	児童相談所等の人材の確保・定着事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る）、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費	10/10
地域における若者支援コーディネート事業	地域における若者支援コーディネート事業	次により算出された額の合計額 （１）困難を有する若者への相談支援機能強化 1都道府県当たり 23,278,000 円又は 16,842,000 円 （ただし、①管内若者支援の充実に向けた取組、②管内地域資源の開拓・連携、広報啓発等のうち、双方実施する場合は 23,278,000 円、いずれか１つのみ実施する場合は 16,842,000 円を上限とする。） 1市区町村当たり 15,842,000 円又は 9,407,000 円 （ただし、①若者となつがり・安心して困り事等を話せる関係を作るための取組、②伴走的サポートのための取組、③地域資源	地域における若者支援コーディネート事業に必要な報酬、給料、職員手当等（ただし会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付短時間職員及び再任用短時間職員へ支給されるものに限る）、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料	2 / 3

		の開拓・連携、広報啓発等のうち、3つ全てを実施する場合は15,842,000円、いずれか2つを実施する場合は9,407,000円を上限とする。） (2) 制度のはざままで支援が途切れやすい若者支援モデル事業 1 都道府県又は1市区町村当たり 15,747,000円	費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、補助金、負担金	10/10
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県実施分）	次により算出された額の合計額 1 生活支援費 1人当たり月額 50,000円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2 家賃支援費 1人当たり月額 家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内とする。 3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限250,000円とする。 4 事務費 1都道府県当たり 4,800,000円	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、貸付金	9/10
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）	次により算出された額の合計額に9/10を乗じて得た額 1 生活支援費 1人当たり月額 50,000円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2 家賃支援費 1人当たり月額 家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内とする。 3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限250,000円とする。 4 事務費 1都道府県当たり 4,800,000円	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金、交付金、貸付金（注）都道府県	定額

				が適当と認める 団体が行う事業 に対し、別に定 めるところによ り、都道府県が 総事業費の 1/10 相当を別 途補助する場合 に限る。	
児童養 護施設 等の生 活向上 のため の環境 改善事 業（改 正児童 福祉法 関連施 設・事 業所開 設等支 援事業 等分）	児童養 護施設 等の生 活向上 のため の環境 改善事 業（改 正児童 福祉法 関連施 設・事 業所開 設等支 援事業 分）	次により算出された額の合計額 1 開設するために必要な設備整備及び備品の購入並びに改修 等を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 2 運営に当たり、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修 等を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円	児童養護施設等 の生活向上のた めの環境改善事 業（改正児童福 祉法関連施設・ 事業所開設等支 援事業分）に必 要な工事請負 費、原材料費、 需用費（消耗品 費、燃料費、印 刷製本費、光熱 水費及び修繕 料）、役務費 （通信運搬費、 手数料）、委託 料、使用料及び 賃借料、備品購 入費、補助金、 交付金	1 / 2 〔市及び 福祉事 務所を 設置す る町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2 / 3〕 〔1 の事 業を里 親支援 センタ ーで実 施する 場合 3 / 4〕	
	児童養 護施設 等の生 活向上 のため の環境 改善事 業（里 親負担 軽減事 業分）	次により算出された額の合計額 1 自治体当たり 500,000 円	児童養護施設 等の生活向上の ための環境改善 事業（里親負担 軽減事業分）に 必要な備品購入 費（備品の運送 費、備品の設 置・据え付け・ 工事費を含む）	1 / 2	
	児童養 護施設	次により算出された額の合計額	児童養護施設 等の生活向上の	1 / 2	

		等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）	1 か所当たり 100,000 円	ための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する場合 2／3
共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業	次により算出された額の合計額 1 ①共働き家庭里親等の実態把握のみ実施する場合 1 か所あたり 5,000,000 円 2 ②創意工夫を凝らした先駆的な共働き家庭里親等への支援のみ実施する場合 1 か所あたり 10,000,000 円 3 ①共働き家庭里親等の実態把握及び②創意工夫を凝らした先駆的な共働き家庭里親等への支援を実施する場合 1 か所あたり 10,000,000 円 ※ ①と②を実施する場合は、1 と 2 の基準額を合算することなく、3 の基準額を適用する。	共働き家庭里親等支援強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金、交付金	10/10	
障害児	障害児	次により算出された額の合計額	障害児安全安	1／2	

安全安心対策事業	安全安心対策事業 (性被害防止対策支援事業分)	1 か所当たり 100,000 円	心対策事業(性被害防止対策支援事業分)に必要な需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、補助金、交付金	市町村(特別区を含む)が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3
障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等 (ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、(消耗品費、教材費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10/10
地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業	ICT 導入支援事業(直接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分)	次により算出された額の合計額 1 施設又は事業所当たり 1,000,000 円	ICT 導入支援事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1 / 2
	ICT 導入支	次により算出された額の合計額	ICT 導入支援事業のための	1 / 2

		援事業 のため の研修 事業	1 自治体当たり 272,000 円	研修事業に必要な 報償費、旅 費、需用費、役 務費、委託料、 使用料及び賃借 料、工事請負 費、備品購入 費、補助金	
		I C T 導入支 援事業 (間接 補助・ 都道府 県・指 定都 市・中 核市実 施分)	次により算出された額の合計額 1 施設又は事業所当たり 1,000,000 円	I C T 導入支 援事業に必要な 報償費、需用 費、役務費、委 託料、使用料及 び賃借料、工事 請負費、備品購 入費、補助金	2 / 3
		オンラ イン環 境整備 事業 (直接 補助・ 都道府 県・指 定都 市・中 核市実 施分)	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等 1 箇所当たり 800,000 円	オンライン環 境整備事業に必 要な報償費、需 用費、役務費、 委託料、使用料 及び賃借料、工 事請負費、備品 購入費、補助金	1 / 2
		オンラ イン環 境整備 事業 (間接 補助・ 都道府 県・指 定都 市・中 核市実 施分)	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等 1 箇所当たり 800,000 円	オンライン環 境整備事業に必 要な報償費、需 用費、役務費、 委託料、使用料 及び賃借料、工 事請負費、備品 購入費、補助金	2 / 3
	地域の インク ルージ ョン総 合支援 推進事 業	地域の インク ルージ ョン総 合支援 推進事 業	次により算出された額の合計額 1. インクルージョン推進に係るネットワークの構築、情報の 集約・発信 1 都道府県あたり 7,394,000 円 2. 地域交流・社会参加の推進を図るためのインクルージョン の実践 1 自治体あたり 1,000,000 円 3. 地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョ ンの推進 児童発達支援センター 1 箇所あたり 3,305,000 円 4. インクルーシブ型事業所モデル事業 1 自治体あたり 11,168,000 円	地域のインク ルージョン総合 支援推進事業に 必要な報酬、給 料及び職員手当 等（ただし会計 年度任用職員及 び臨時的任用職 員へ支給される ものに限る）、 賃金、共済費、 報償費、旅費、 需用費、(消耗	1 / 2

				品費、教材費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	
発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業	発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業	次により算出された額の合計額 1. アセスメントの機能強化事業 1自治体あたり 4,601,000 円 2. 伴走的支援の推進事業 次の①～③のうち1つの取り組みを実施する場合 1自治体あたり 5,600,000 円 次の①～③のうち複数の取り組みを実施する場合 1自治体当たり 6,600,000 円 ①発達支援コーディネーター等の特定の支援者による伴支援体制の整備・強化 ②切れ目ない情報の引継ぎ・支援機関の連携による伴走支援体制の整備・強化 ③こどもと家族をまんやかにした支援会議による伴走支援体制の整備・強化	発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、(消耗品費、教材費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	1 / 2	
障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業	障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業	次により算出された額の合計額 1. 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額 2. 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業(都道府県支援分) こども家庭庁長官が必要と認めた額	障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、補助金、交付金	10/10	